

別表3 (第6条関係)

主な助成対象外経費

全事業 共通	① 本文第16条第1項及び第4項の支給申請に係る支給決定日より前に契約を締結しているもの。ただし、助成対象期間が1年を超える場合において、1年目の支給決定後又は2年目の支給決定後に、それぞれ本助成金の助成対象事業として契約中のものは除く。
	② 消耗品（使用可能期間が1年未満の事務用品、日用品等）
	③ 間接経費（税金等の公租公課、振込手数料等）
	④ 中古品の購入費
	⑤ 電気代、ガス代、水道代、通信回線費等
	⑥ 他の事業と助成対象事業とに明確に区分できない経費
	⑦ 現金又は口座振込以外の方法により支払われた経費。 ただし、売主側の事情により上記の支払方法が選択できず、やむを得ず法人名義のクレジットカードにより支払う場合を除く。
	⑧ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（三親等以内。以下同様）が経営する会社等）、代表者の親族（個人）との取引
	⑨ 自社の売り上げとなる経費
	⑩ 2か年以上にわたり実施する事業で、実施する事業及び経費が各年に区分できないもの
	⑪ 解約時の解約手数料、違約加算金等
	⑫ 各種保険料
	⑬ 事業主の負担割合が50%未満の費用
	⑭ 購入時にクレジットカードやポイントカード等の利用により付与されるポイント分
	⑮ 見積書、契約書、発注書、納品書、領収書、振込明細等の経費関係帳票類が不備のもの
	⑯ 社会通念上助成対象とすることがふさわしくないと理事長が判断した経費
住宅の 借上げ	① 敷金、保証金
	② 生活に必要な備品の取得又はレンタル費用
	③ 引っ越し費用
	④ 入居時又は退去時の清掃代、鍵交換代等
	⑤ 駐車場代、駐輪場代
	⑥ 住宅の購入又は建設費用
	⑦ 既存住宅の改修費用
食事等の 提供	① 会議室等に備えておく軽食等の購入費用
	② 宴会等、娯楽性の強い食事費用

別表3（第6条関係）

	③ 都内事業所（屋内）以外で提供される食事に係る費用（例：飲食店、キッチンカー、小売店の購入品等）
	④ 食堂、キッチン等の新設又は改修費用
	⑤ ランチバウチャー等の金券類に係る費用
健康増進 サービスの 提供	① 娯楽性の強いスポーツイベント等に係る経費（例：ボーリング大会、ゴルフ等）
	② 各種予防接種の接種費用
	③ 健康診断の結果に対する二次検診費用
	④ スポーツジムの利用費
	⑤ 健康管理に資する資格の取得支援費用
	⑥ 治療、施術の類の費用
	⑦ マッサージ、美容エステの利用費
	⑧ サプリメント、栄養ドリンク等の購入費

※ 特に注意を要する助成対象外経費を列挙したものであり、上記に記載がないものでも、助成対象経費（別表2）に該当しないものは助成対象外